

貸与奨学金継続願(編入学)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり編入学しましたので、奨学金貸与の継続をお願いします。
なお、奨学金貸与の継続を願い出るにあたり、私は、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」・「奨学金案内」記載の「個人情報情報同意条項」、
「貸与奨学金の申込資格」及び「保証委託約款」（機関保証加入の場合）を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」を本様式とともに提出します。

【学生記入欄】

■重要事項確認(必須) 奨学金の申込みにあたって、以下の事項を全て確認し、チェック欄にチェックをつけてください。		確認しました
① あなたは編入前の学校(短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程)を2024年4月以降に卒業または修了しましたか。		☐
② あなたは2025年4月以降に転入校(現在の学校)へ編入しましたか。		☐
③ 第一種奨学金の貸与を受けていた人が、本様式を提出する場合は、第二種奨学金に変更されて継続されます。		☐
④ 入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は「貸与奨学金継続願(編入学)」と併せて「入学時特別増額貸与奨学金申込書(編入学用)」および添付書類の提出が必要です。		☐
⑤ 在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。		☐
⑥ 奨学金支給中に様々な届出や報告などを求めることがあります。 必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込みが遅れたり、止まったりする可能性があります。		☐
⑦ 貸与奨学金はあなた本人に返還の義務があり、期日までに返還誓約書を提出しなければなりません。 提出しない場合、採用が取り消されます。また、借りの金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 貸与月額は、月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。		☐
⑧ 貸与奨学金の返還を延滞すると、延滞金が賦課されます。延滞が長くなると法的措置等が行われることがあります。 また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を2/3、1/2、1/3又1/4に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期限を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。		☐

※黒線太枠内は学生本人が記入してください。

◆基本情報

データ種別	誓約日 年(西暦)月日	性別 (該当の数字に○)	本人氏名(カタカナ) ※左詰め・「姓」と「名」の間は1マス空ける・濁点(・)等は1マス使用
4010	2025	男1 女3	
学籍番号(学生証の番号) ※左詰め		本人漢字氏名 ※左詰め・「姓」と「名」の間は1マス空ける・濁点(・)等は1マス使用	生年月日 年(西暦)月日

◆学校情報(転出・編出校)

転出校名	編入前の学校の入学年月 年(西暦)月	前(現)奨学生番号
	20	20

◆学校情報(転入・編入校) ※赤線太枠内は転入(編入)校担当者が記入してください。

学校番号	転入(編入)校名	入学時特別増額貸与奨学金 (該当の数字に○)	貸与希望月額 十 万 千 百 十 一	保証区分 (該当の数字に○)	利率の算定方法 (該当の数字に○)							
103004		希望しない 10万 20万 30万 40万 50万 0 1 2 3 4 5	0 0 0 0	人的 機関	利率 利率 固定方式 見直し方							
				0 1	1 2							
区分	学部・学科・分野 コード※右詰め	貸与始期 年(西暦)月	貸与終期(予定) 年(西暦)月	学種	学細	貸与 種別	採用 種別	昼夜課程 (該当の数字に○)	修業 年限	通学別 (該当の数字に○)	編入 学年	編入学年月日 年(西暦)月
00		202504	20203	4	0	8	6	昼 (昼夜開講含む) 1 2	0	自宅 自宅外 1 2		2025

◆口座情報

奨学金振込口座 (該当の数字に○)	金融機関情報を記入	ゆうちょ銀行
ゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行以外)	※振込口座は「奨学生本人名義」の普通預金口座(ゆうちょ銀行は通常貯金口座)に限ります。 ・「0 ゆうちょ銀行」を選択した方 ・「1～4 ゆうちょ銀行以外の金融機関」を選択した方	記号※左詰め 番号※右詰め
0 1 2 3 4		1 0 1
金融機関名(カタカナ)※左詰め		ゆうちょ銀行以外の金融機関
銀行 信用金庫 労働金庫 信用組合		店名(カタカナ)※左詰め
		支店 出張所
		店番号
		預金種目
		口座番号※右詰め
		普通 (総合)

【学校担当者記入欄】

上記のとおり、編入学により本学に転入したことを証明し、願出は適当と認めます。

転入(編入)校の証明 年 月

学校名 埼玉大学

学校長 学長 坂井 貴文

電話番号	担当者氏名
048-858-3033	

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む。)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

(貸与 編入学)

貸与

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

提出用(表面)

〔大学〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、大学へ編入学したことにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の継続貸与を願ひ出るにあたり、奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

*必ず本人が記入してください。

奨学金申込時の申込ID (注)		提出年月日(西暦)										
		年 月 日										
本 人	学 校 名		学部・課程・分野		学科・専攻・研究科		学籍(学生証)番号					
							ここに記入					
氏 名	フリガナ	現住所		電話番号(自宅)		電話番号(携帯)						
	漢字											
生年月日		西暦		年 月 日		性別(任意)		男 ・ 女				

※飛び級等で、申込者本人（あなた）が未成年（18歳未満）の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

(注) 編入学前の学校で貸与を受けていた貸与奨学金の申込時における申込IDを記入してください。

申込IDはZD又はYDで始まる10桁の英数字です。不明な場合は空欄で構いません。

【個人情報取扱いに関する同意条項】 機構における、個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返還を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返還が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不著の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。
- ①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcid/>
- ②同機関と提携する個人情報情報機関
- ・ ㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・ ㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>
- (代位弁済後の情報提供について)
4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

1 0 3 0 0 4 0 0

25.04

黒又は青の摩擦等で消えないボールペンを使って記入してください。

提出用(裏面)

(1) 第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された年間返済額で返済方式を機軸とし、というように自動的に算出した前額返済を選択する方式のうち、「所得連動返済方式」という方式を選択する必要があります。なお、返済方式を選択しなかった場合も含め、各年毎に提出しない場合は、定額返済方式を選択したとみなされます。

(2) 第二種奨学金方式を選択した場合、各年度返済の指示する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で前額金が出るとみなされます。ただし、機軸認証を受けない場合は、所得連動返済方式を利用することができます。

(3) 返済方式の変更を希望する際は機軸に願ひする必要があります。なお、貸与終了後は定額返済方式から所得連動返済方式への変更が可能です。

[illegible]

- ② 要する。なお、選定方式の変更を提出した団体に受ける保証金(人的保証)の減額保証を一括で支払ったうえで機関選定に変更する必要がある。
- ③ 機関選定方式が、選挙方式に変更するに際してその選定方法が採用する者と確定し、その者の氏名、住所を本人以外の関係先に通知し得ないこととなる。
- ④ 選挙資金に費した費用が得た収入より超過し、超過した費用が本人又は他の人に発生した場合には、費用の返還を申し出ることができず(上記②)。

【返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 推薦書を提出する要請となる日以前に推薦書及び推薦依頼書（推薦依頼書(兼保証人契約書)・保証金支払依頼書を提出した場合は、推薦書と併せて提出してください）を提出しなくてはなりません。
- (6) 本人の保証を選択した場合には入学式当日校長を経て、提出が可能な期間までに還邦保証人と本人及び保証人ととの間の「期間中の保証」を推薦書に署名しなければなりません。保証人については、日本国登録証明書（コビ二合同）及び収入印鑑を押す必要があります。せん
- (7) 候補が定める期間までに返達推薦書を出さない場合には、採用の時に滞って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った場合に限り返戻された奨学金は返却されるものではありません。返却された奨学金は返却されるものではないので、交付されなければなりません。なお、「住民票の写し」に個人番号が記載されていないものとします。
- (8) 還邦保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者である場合は原則として本人です。奨学生の父兄以外で、父母を除く近縁者を指名する必要があります。

【貸与期間の取扱い】
79) (貸与)を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の単位区分(それぞれ

- [illegible]

- (9) イ 短期大学、専修学校（専門学校）及び高等専門学校における長期修業課程の修了期限は、次のとおりとする。
- | | | | |
|------------------|--------------------------------|----------------------|--|
| イ
ウ
エ
オ | 短期大学
専修学校（専門学校）
及び高等専門学校 | 課程
課程
課程
課程 | (前期博士課程及び一般制博士課程前期相当分を含む)
(法科大学院を含む) の課程
(後期博士課程及び一般制博士課程後期相当分を含む) |
|------------------|--------------------------------|----------------------|--|
- ロ 第一学部の長期修業課程に在学する者の貸与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期とみなす。

- (10) 日本国籍の資格を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者とする。
- イ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を脱脱した者等の出入国管理に関する特別法」（平成33法律第71号）第3条の規定による決定特別在留者として日本に在留する。
- ロ 日本国憲法及び（昭和26年政令第319号）附表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等たる在留資格をもって日本に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって日本に在留する者であつて、次に掲げる者の全てに該当する者
- （イ）12歳を迎える学年の末日までに日本国に入学した者
- （ロ）日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者
- （ハ）大学等の卒業後、就労して引き続き日本に在留する意思があると機構の長が認める者
- ウ 日本に在留する在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準する者と機構の長が認めたる者

【振込】 聖徳太子、蘇我御兄（皇祖御兄孝敏王）、橘公武、御仁、信田金重、山崎金重

- (1) 奨学金は、貸付金と給付金とに分けられ、貸付金については、返済の義務がある。返済は、毎月返済するものと、入学後2年間で返済完了するものがある。返済の義務がある貸付金については、返済の滞りが続くと、貸付金の返還を拒否され、入学許可を取り消す可能性がある。返済の滞りが続くと、貸付金の返還を拒否され、入学許可を取り消す可能性がある。
- (2) 奨学金は、貸付金と給付金とに分けられ、給付金については、返済の義務がない。給付金は、入学後2年間で返済完了するものがある。給付金は、入学後2年間で返済完了するものがある。

【月額の変更】
(12) 平成30年度以降入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入

- [illegible]

【利率の算定方法】

- (15) 貸主は、貸付金基本条約において貸付期間満了を受け取るべき利率（第一種貸付金における基本条約に定める利率）の貸付方法の選択に拘束なく、(利率固定方式) 又は「利率固定方式」のうちのインターネットにより入力した方法、又は「利率固定方式」のインターネットに記載された方法に従って以下のとおり定められます。
- ② 「利率固定方式」は、貸付終了時に、貸主金の交付に充てた貸主金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「固定利率の貸付金」という。）の利率に引き換えに、貸主が、貸付終了時に、貸主金の交付に充てた貸主金の借換えに充てた変動利率の財政融資資金（以下、「変動利率の貸付金」という。）の利率に引き換えるために提供した借入により日本国主権借換（以下、「借換」という。）を発行した場合は、引換と借換の利率が平均化された利率に引き上げ機軸が決定します。

- [illegible]

(17) 定める利率は、奨学金の交付期間中に、機構が第一種奨学金にあわせて入学定特別増徴金と奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】
 (18) 将学生は在学学校長あてに毎年度「将学全継続願」を提出し、継続貸与の適格

- (19) 認定を受けるには、本人又は本人以外の連絡先を提出し、「総合奨学の通知書」を提出しなければならない。
奨学金は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
ア 休学、退学、転学、編入学、留学（休学）又は退学したとき。
イ 休学、退学、転学、編入又は本人以外の連絡先を変更するとき。
エ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
工 奨学金を返還できなかったとき。
ク 奨学金又は返還金は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
(20) 奨学金の交付は、在学期間中に、奨学生が退学したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
(21) 機構は在学期間中に、奨学生が退学したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
奨学金の交付を停止し、奨学金又は返還金は、奨学生が退学したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
ア 休学、退学、転学、編入又は本人以外の連絡先を変更したとき。
イ 休学、退学、転学、編入又は本人以外の連絡先を変更したとき。
エ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
工 奨学金を返還できなかったとき。
ク 奨学金又は返還金は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
(22) 奨学金の交付を停止し、奨学金又は返還金は、奨学生が退学したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
奨学金の交付を停止し、奨学金又は返還金は、奨学生が退学したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
ア 休学、退学、転学、編入又は本人以外の連絡先を変更したとき。
イ 休学、退学、転学、編入又は本人以外の連絡先を変更したとき。
エ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
工 奨学金を返還できなかったとき。
ク 奨学金又は返還金は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
(23) 奨学金の交付を停止し、奨学金又は返還金は、奨学生が退学したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
奨学金の交付を停止し、奨学金又は返還金は、奨学生が退学したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。
ア 休学、退学、転学、編入又は本人以外の連絡先を変更したとき。
イ 休学、退学、転学、編入又は本人以外の連絡先を変更したとき。
エ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
工 奨学金を返還できなかったとき。
ク 奨学金又は返還金は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければならない。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】
 (1) 持参金の返還は、貸付が終了した日の翌日から起算して5日を経過した後開始

- [illegible]

- ※督促を受けた後も返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞が続いている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず前賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

- (9) 口座番号（りーど口座）による返金が適当でないと機構が判断した場合は、機構の手続きを完了するまで返金した返金通知金が100円未満の場合は、学生支援費附金として振り替える。
- (10) 本人、保護者または保証人から返金通知を過ぎても返金されない場合は、または所定の口座番号を、またその際に固定電話より優先して携帯電話に発信すること同意する。
- (11) 本返金書兼同意書に基く返金金貨に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所が第一審の管轄の合意を機構が同意するとします。
- 【その他】

(3) 奨学金の普及終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更すると

- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の返還先について、住所・氏名・電話番号等に变化が生じたときは、速やかに機機に届け出なければなりません。また、返還先が本人が最長で届出た氏名・住所に非該当した通知又は通知書類が返還先又は本人が最長で届出た住所に非該当した通知が返還先へ送達された場合には、速に返還先へ連絡し、返還期日を再決定する旨を通知しなければなりません。
- (15) 額出により減額返還(同一年度内の利息金を3分の1、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長し返還する方法)については、適用することがあります。ただし返還方式で所定返還方式を選択した場合、減額返還を利用することができません。
- (16) 返還先が国内の高等学校に在学する場合には、額出出でできない返還条件付となることがあります。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機機に届け出なければなりません。
- (18) 本人が死亡したとき又は精神若しくは身体の障害により、その返還金を返還することが困難な状態に陥り、返還先が返還し、額出により返還未済額の一部又は全部が返還されることがあります。
- (19) 大学院で貸与を認定した第一種奨学金に比べて、在学中に特に優れた業績を挙げた返還を機機が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部が返還されることがあります。
- (20) 本人が割賦返還方式で返還したときは、法令の定める業務を遂行するため機機が業務委託先に対し返還金を出発する場合があります。

【個人番号の利用】

- (21) 個人番号とは、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第2条第5項）にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

採用されなかった場合、採用取消になった場合、賞与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたします。また、学校又は機構が責任をもつて廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。

「貸与奨学金継続願(編入学)」について
大学へ編入学後に第二種奨学金の継続貸与を希望する場合

対象者	継続貸与を認める条件	貸与期間	編入学した大学への提出書類
・短期大学 ・高等専門学校 ・専修学校専門課程で 本機構の奨学生であった 者で卒業又は修了した 者(注1)	①大学が定める編入学 制度に基づいて編入学 したこと ②卒業・修了後1年以内 であること(注1) ③編入学前の奨学金の 「返還誓約書」を提出 していること	編入学年月から 編入校が定める 修業年限の終期 まで	①「確認書兼個人情報情報の取扱 いに関する同意書」 ②様式7 「貸与奨学金継続願(編入学)」 ③在学届(注2) ④「入学時特別増額貸与奨学金申 込書(編入学用)」及び添付書類 (注3)

(注1)卒業・修了が2025年3月であっても、卒業・修了前に「辞退」「廃止」「満期」等によってすでに貸与が終了しており、この貸与終了から編入学年月までの間に1年が経過した者は、対象となりません。

(注2)在学届の提出は、原則としてスカラネット・パーソナルから行ってください。様式で提出する場合は、学校で手続きについて確認してください。すでに提出済の場合は添付不要です。

(注3)入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、「入学時特別増額貸与奨学金申込書(編入学用)」に加え、「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書(在学大学等・大学院共通)」と「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー(圧着はがきの場合は宛名面のコピーも併せて添付してください)」の提出が必ず必要です。

○利率算定方法の選択について

①利率固定方式

貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金の利率が返還完了まで適用されます。

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

②利率見直し方式

貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後返還期間中の概ね5年ごと(減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数及び返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率が適用されます。

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※ 裏面も確認してください ※

「貸与奨学金継続願(編入学)」について

○振込口座について

「貸与奨学金継続願(編入学)」記入時に、あなた本人名義の口座がわかるものを手元に用意し、誤りのないよう記入してください。

○振込口座についての注意点

- ①あなた本人の預・貯金口座ですか(あなた本人以外の口座は使用できません)。
- ②銀行等の普通預金又は、ゆうちょ銀行の通常貯金口座ですか。
- ③「貸与奨学金継続願(編入学)」に記入した本人氏名(カタカナ)と口座名義人(カナ)が同じですか。
- ④金融機関名、店名、店番号及び口座番号(ゆうちょ銀行以外の場合)、又は記号と番号(ゆうちょ銀行の場合)は正しいですか。(注1)
- ⑤この通帳は、1年以内に記帳できましたか(＝休眠口座になっていない、かつ、解約していない口座である)。
- ⑥農協、信託銀行、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、インターネット専業銀行、コンビニ銀行、NISA口座等は振込みできません。(注2)

(注1) 3か月以内に新設の支店は選択できない場合があります。

(注2) 一部の信用組合は振込みできません。

(注3) 機構の取扱金融機関のインターネット支店は可能です。

○ゆうちょ銀行の例

- ・ゆうちょ銀行の場合、「記号」及び「番号」を記入します。
- ・「記号」と「番号」の間に数字がある場合、その数字は記入しないでください。

例 1○○○○0-1-○○○○○○○○1
(5桁) ↑ (最大8桁)
 記入しない

- ・「店名」や「口座番号」は使用しませんので、十分注意してください。

○ゆうちょ銀行以外の金融機関の例

- ・「金融機関名」、「店名」、「店番号」及び「口座番号」を記入します。
- ※類似した名称には注意し、誤りのないよう記入してください。

例 「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「○○支店」と「○○駅前支店」など

Form forゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行). The form includes fields for the account number (1桁, 2桁, 3桁, 4桁, 5桁) and the branch name (支店). The example shows the account number 100000-1-000000001 and the branch name 〇〇支店. The form also includes a note about the account being used for the loan and a warning to check the account details carefully.

Form for銀行 (銀行). The form includes fields for the account number (1桁, 2桁, 3桁, 4桁, 5桁) and the branch name (支店). The example shows the account number 100000-1-000000001 and the branch name 〇〇支店. The form also includes a note about the account being used for the loan and a warning to check the account details carefully.

※ 表面も確認してください ※